

議案第15号 小松島市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

地方公務員法の一部改正に伴い、引用条文の条ずれを改めるもの。

小松島市職員の特殊勤務手当支給条例(平成11年小松島市条例第5号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき、小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)第12条の規定による職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)第12条の規定による職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。</p>	<p>改正</p>